

## 地区計画・景観計画の届出の 添付書類を共通化しています。

地区計画（集落地区計画を含む）（正・副）・景観計画（正・副）に添付いただく書類を、共通化しています。

**【届出書のまとめ方】**につきましては、以下のとおりです。

届出書（正本）については

- ▶ 地区計画（集落地区計画を含む）の区域内における行為の届出書（正）
- ▶ 景観計画区域内における行為の（変更）届出書（正）
- 次頁の添付書類（一部）

届出書（副本）については

- ▶ 地区計画（集落地区計画を含む）の区域内における行為の届出に関する適合通知書（副）
- ▶ 景観計画区域内における行為制限の適合通知書（副）
- 次頁の添付書類（一部）

**【添付書類】**につきましては、次頁の表のとおりです。

**【地区計画区域内での届出の要否】**については、下記のとおりです。（R4.12月時点）

### <地区計画＋景観計画の届出が必要な地区>

- ◇フラワータウン地区
- ◇ウッディタウン地区
- ◇カルチャータウン地区（学園5丁目、7丁目、8丁目）
- ◇相野駅周辺地区（集落地区計画）
- ◇福島地区

### <地区計画の届出のみ必要な地区>

- ◇カルチャータウン地区（学園6丁目）

### <景観計画の届出のみ必要な地区>

- ◇さくら坂地区
- ◇つつじが丘地区
- ◇友が丘地区
- ◇テクノパーク地区
- ◇カルチャータウン地区（学園1丁目、2丁目、3丁目、4丁目）

### <その他>

- ◇カルチャータウン地区（学園5丁目:ワシントン村）については、兵庫県企業庁や管理組合とワシントン村の建築基準に合意した書類の写しが必要。

書類の種類		新築 改築 増築	外観 色彩 変更	外構 変更
届 出 書	地区計画（集落地区計画を含む）の区域内における行為の届出書 （正・副各1部）	○		
	景観計画区域内における行為の（変更）届出書（正・副各1部）	○	○	○
添 付 書 類	① 同意書【※地区計画（集落地区計画を含む）のみ】	○		
	② 地区計画（集落地区計画を含む）の区域内における行為の着手届 【※地区計画（集落地区計画を含む）のみ】	○		
	③ 委任状 ※届出者の押印（または本人確認できる資料）が必要	○	○	○
	④ 位置図 1/2, 500 以上 敷地の位置及び当該敷地の周辺状況。方位、道路を表示すること。	○	○	○
	⑤ 配置図 1/100 以上 申請する建築物(工作物)と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を表示すること。	○		○
	⑥ 平面図 1/100 以上 各階の平面図(建築物である場合に限る)	○		
	⑦ 立面図 1/100 以上 主要部分の仕上げ・材料等を表示。図面は着色し、マンセル値の3属性(色相、明度、彩度)の値を表示すること。	○	○	
	⑧ 求積図等 敷地求積図、敷地求積表、求積図、面積表等設計の概要が確認できる図面	○		
	⑨ 敷地及び周辺の現況写真 カラー、2方向以上で敷地を撮影したもの。また、敷地周辺の状況（隣接地の状況等）がわかる写真も添付すること。	○	○	○
	⑩ 外構図 1/100 以上 舗装や垣・柵等の外構整備の位置、形態・意匠及び色彩等を表示。植栽の位置や種別、樹種及び植栽時の樹高等を表示すること。	○		○
	⑪ 透視図等 建築物(工作物)を道路等公共の場所から見た透視図で、着色すること。	○		○
	⑫ 緑視(緑化)率算定書【※該当区域に限る】 建築物の敷地の緑視(緑化)率の算定内容を記載すること。	○		○
	⑬ 集落景観づくりの手引き 自主提案書 【※市街地周辺景観計画、山並み・田園景観計画対象区域内の市街化調整区域に限る】	○		
	⑭ その他参考資料（添付の必要があれば）	○	○	○

問い合わせ先

三田市都市政策課 〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1-1

TEL: 079-559-5118 FAX: 079-559-7400 mail: tosi@city.sanda.lg.jp